



障害児・気になる子の 保育に関する調査

2024

和歌山市内の保育園・こども園の令和7年3月1日時点（令和6年度）における、障害児・気になる子*の保育の状況を把握し、課題を客観化することを目的として調査を実施しました。

*本調査における気になる子とは、園における集団保育の上で、運動機能や情緒面での発達上の特性や家庭環境の問題などにより、園における集団保育において保育者からの援助や関わりが強く必要であると判断される子どものこととします。

○ 対象・依頼・回収方法について

対象は和歌山市民間保育協会の会員園とし、例会で回答用QRコードを印刷した依頼用紙を配布し、1園1回答での協力を依頼。回答はすべてGoogleFormsで回収しました。

○ 分析方法

回収した集計結果をもとにExcel,Rで分析と図表化を行いました。

○ 調査期間・集計数

令和7年3月24日（月）～ 5月15日（木）

対象施設36園 回答園31園（回答率86.1%）

Q2-Q4 報告数ベースでみる保育現場の実情

～ 発達支援や配慮の必要な家庭の比率は高水準

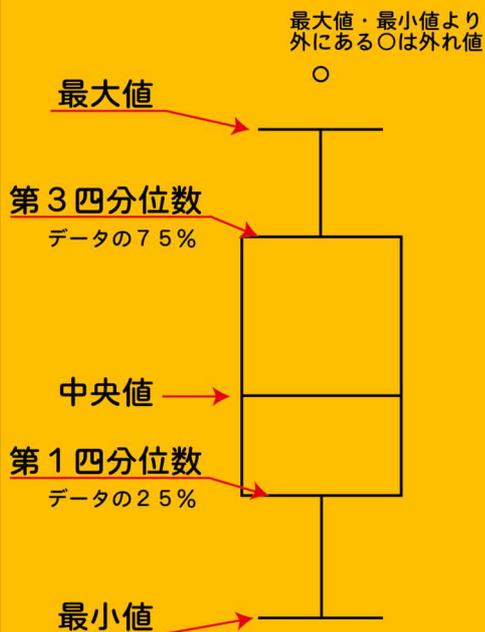
「発達支援の必要な子どもの状況調査」「要保護児童リスト」に記載され、和歌山市と施設で情報を共有して保育している対象児について年齢別にその割合を算出したものが下図です。程度に差はあれど、おおむねどの園にも「気になる子」「配慮が必要な家庭」として存在しています。その割合は年々着実に増加しており、園によっては4割（仮に20人クラスとすれば8人）との回答も存在しました。

Q2からQ4の回答から得た次の割合を指標としています。

$$\frac{\text{「発達支援が必要と思われる子どもの状況調査」に記載の年齢別報告数}}{\text{年齢別総人数}} \times 100$$

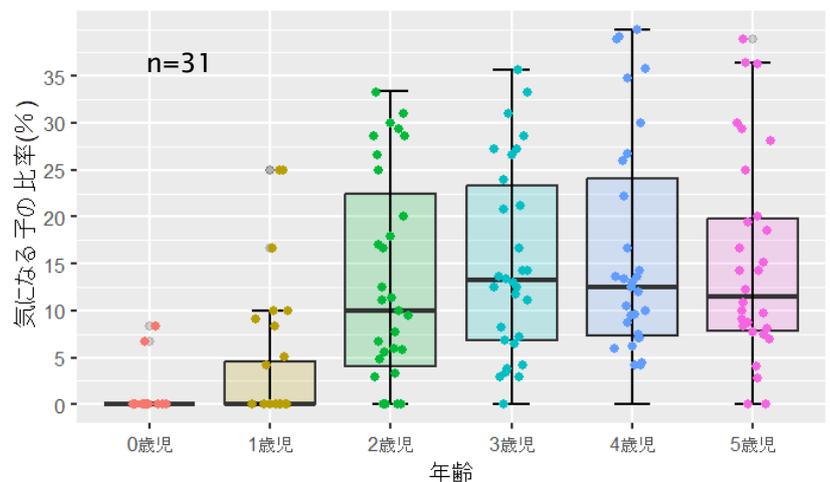
$$\frac{\text{「要保護児童リスト」に記載の年齢別報告数}}{\text{年齢別総人数}} \times 100$$

箱ひげ図の解説

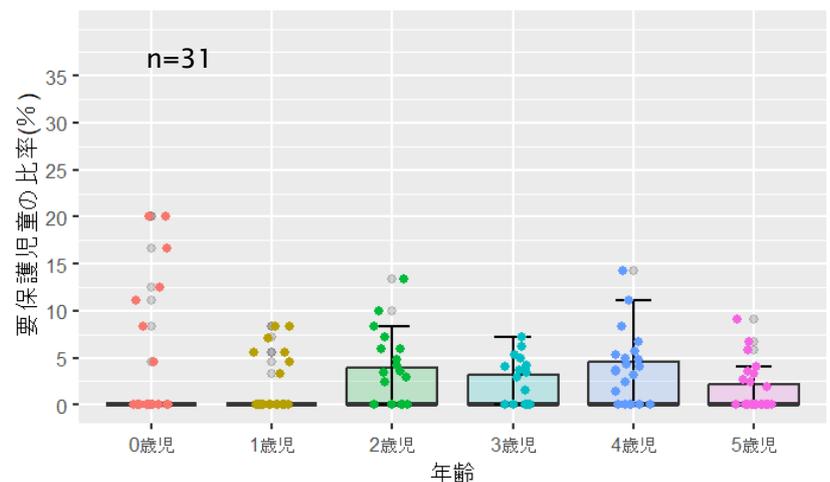


箱ひげ図上に重ねている○は回答データの位置（散布図）です

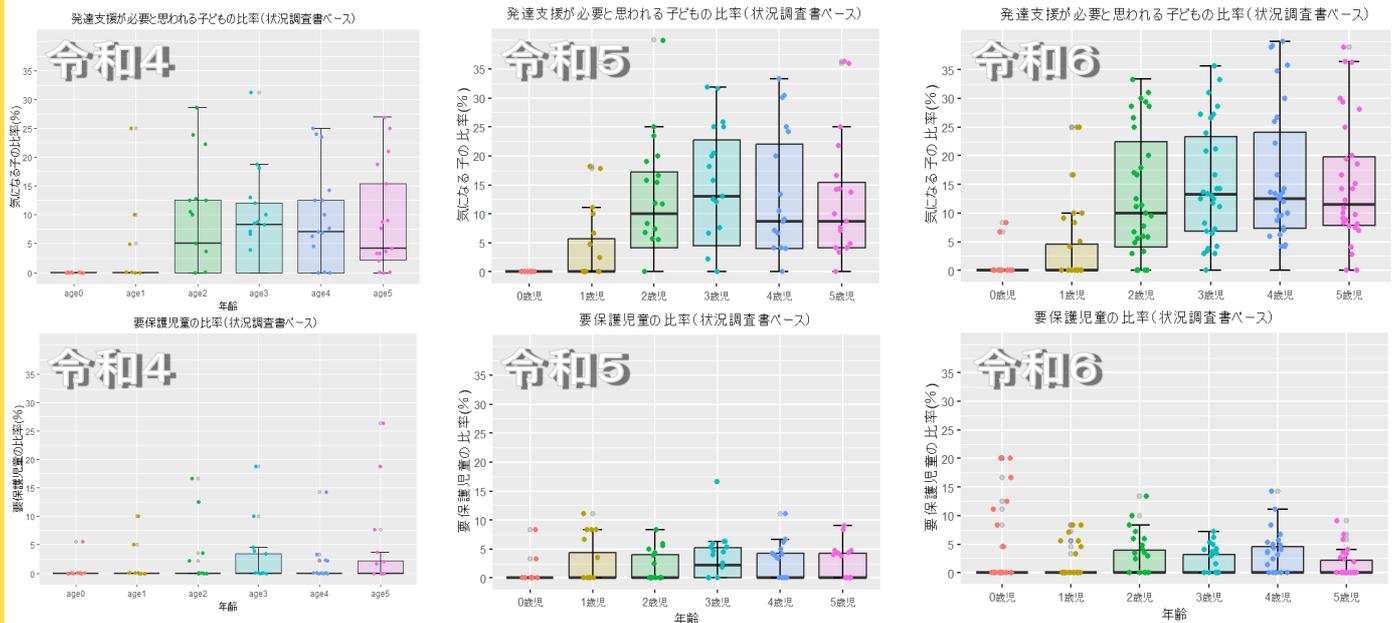
発達支援が必要と思われる子どもの比率（状況調査書ベース）



要保護児童の比率（状況調査書ベース）



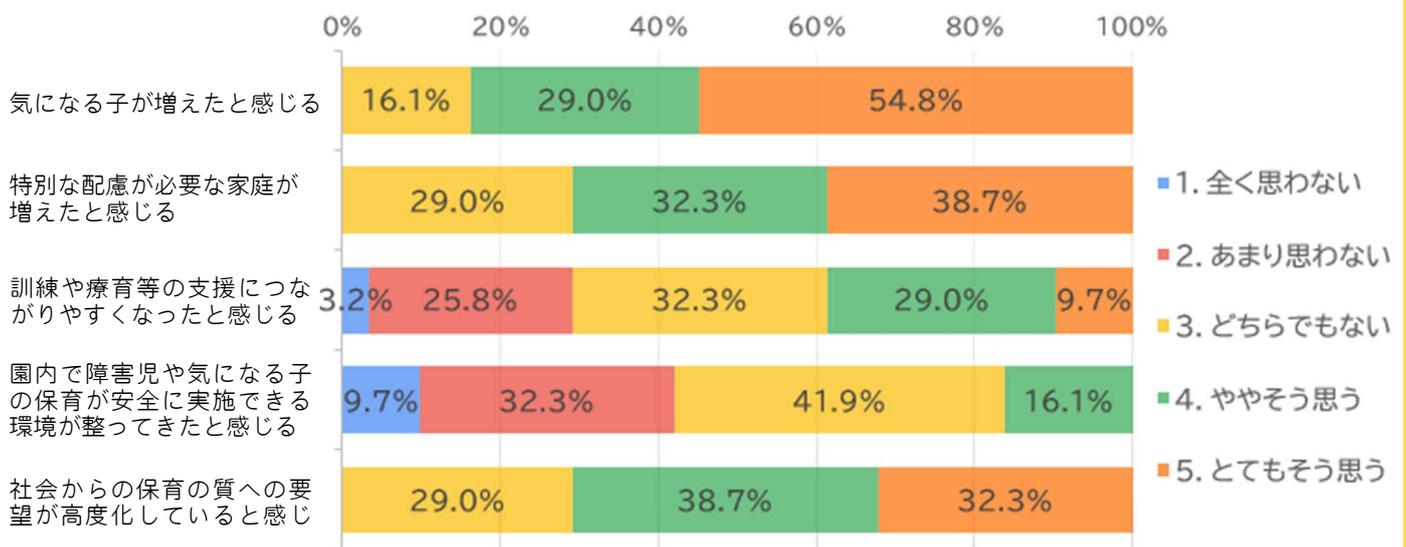
以下は令和4年度からの表を並べたものです。傾向として着実な増加が見られます。直接処遇にあたる保育者にかかる負担も高く、その質も現場にゆだねられているのが現状です。特に通常保育で対応するほかに、気になる子と称される子どもたちへの対応の適正化には人員配置や連携の強化が待たれます。



Q5 令和5年度と比較した心象について

次に、率直な心象として保育現場ではどのように感じているかをみていきます。日々、障害児・気になる子の保育に携わっている現場の率直な心象はどうなっているのでしょうか。

Q5 令和5年度と比較して次の項目についてどう思いますか？



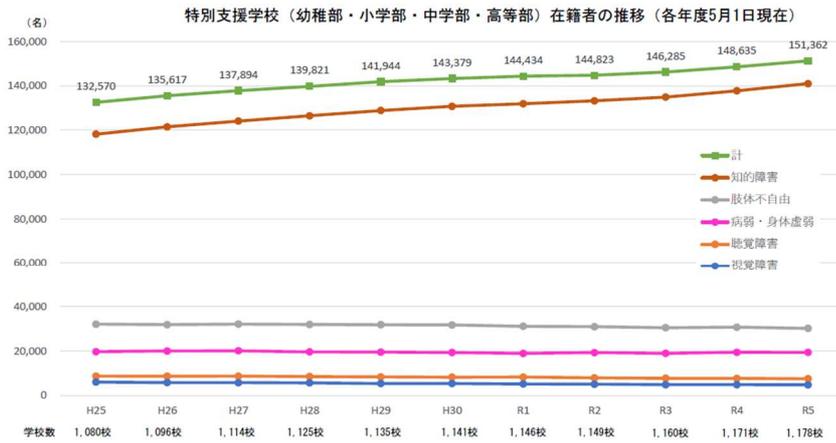
前年度と比較してそれぞれの項目についてどのように感じるかを5段階評価で回答いただきました。「気になる子が増えた」「特別な配慮が必要な家庭が増えた」「社会からの保育の質への要望が高度化している」については3年連続高止まりし、現状の負担感の実感と一致していると感じます。「訓練や療育の支援につながりやすくなった」かを尋ねた設問は肯定的な意見が増えています。これは愛徳など専門機関への相談・受診は依然として申込みから半年待ち以上という異常事態である一方、主に軽度の支援を目的とした民間機関が活動を展開していることがその一因といえるかもしれません。ただ、実感として療育や支援の必要な子ども、家庭数が増えていることは次頁の資料が示す通りであり、根本的な家庭支援や保育施設への人員強化、専門員の充実などが急務であることはいうまでもありません。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



参考資料

(出典：学校基本調査に基づく
文部科学省公表資料)



【令和5年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

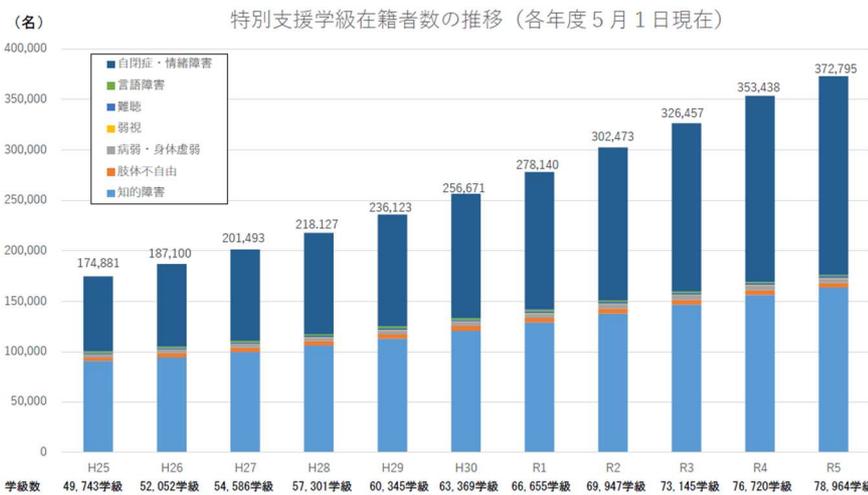


この資料は文部科学省が毎年行っている学校基本調査に基づき、発表しているものです。

特別支援学校・特別支援学級別に年度ごとの増加を示したのですが、少子化で子どもの総数が減少する中、明らかに年々増加している現状がみてとれます。このような特性が小学校就学後突然発現するわけではないことはいまでもありません。

保育士の配置基準はつい昨年3・4・5歳児において76年ぶりに見直されたとはいえ、余裕があるとはお世辞にもいえない状況の中で、障害児をはじめ、グレーゾーンともいわれる発達の子や配慮の必要な家庭に日々献身的な保育が繰り広げられています。

小学校へ進学してから加配や補助教員が配置されたと聞くケースもよく耳にします。就学後により良い環境が整えられたことは嬉しいと思う一方で、保育所・こども園に在園しているときから必要な早期の加配や支援が行き届くよう、行政による積極的な支援メニューの拡充・整備が望まれます。



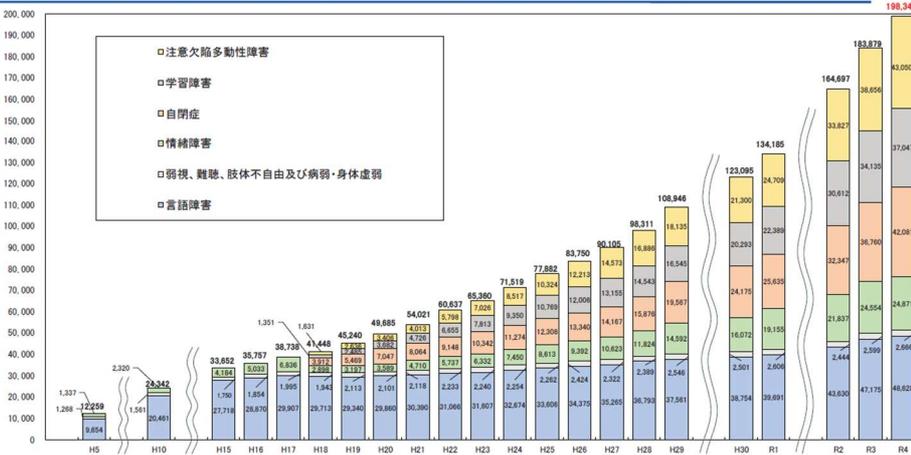
【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）

1. 概要



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年での通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

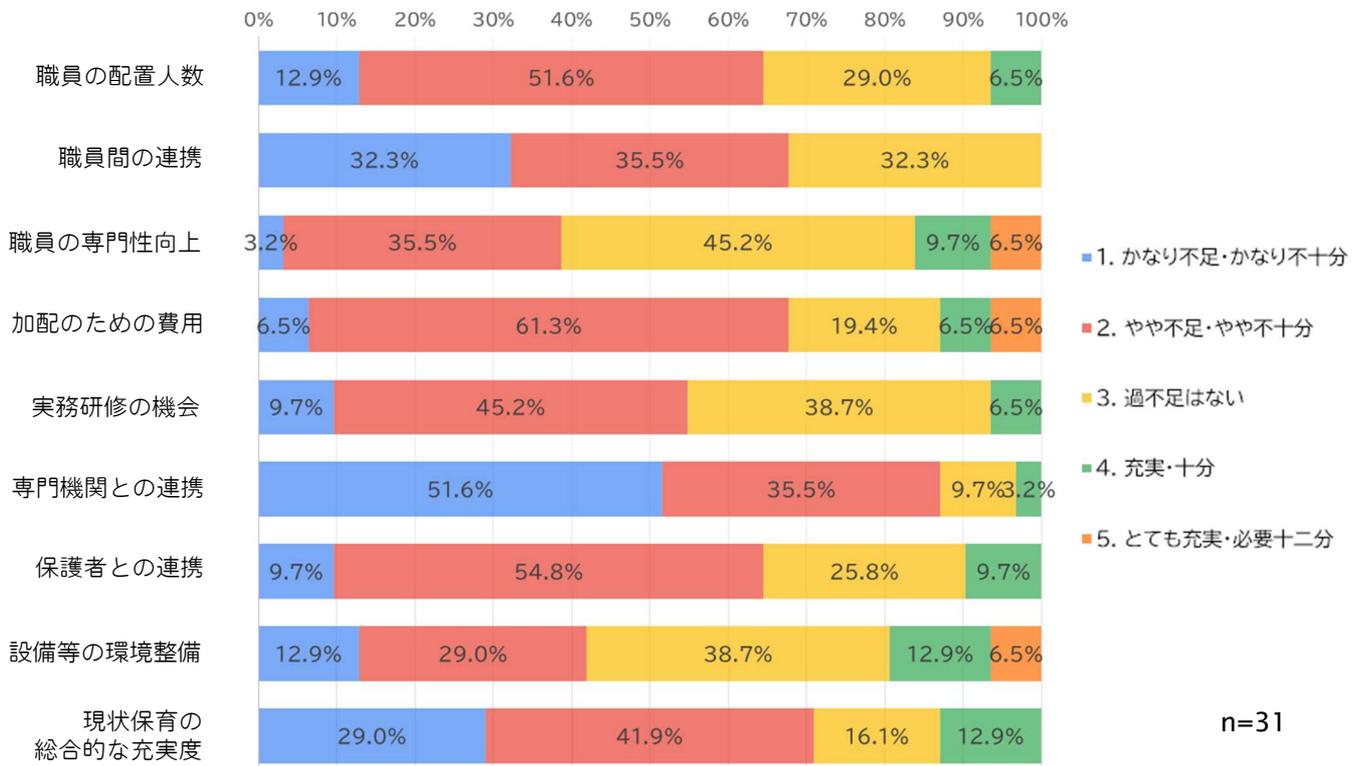
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から対上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

令和6年度の保育を通しての実感と加配の現状

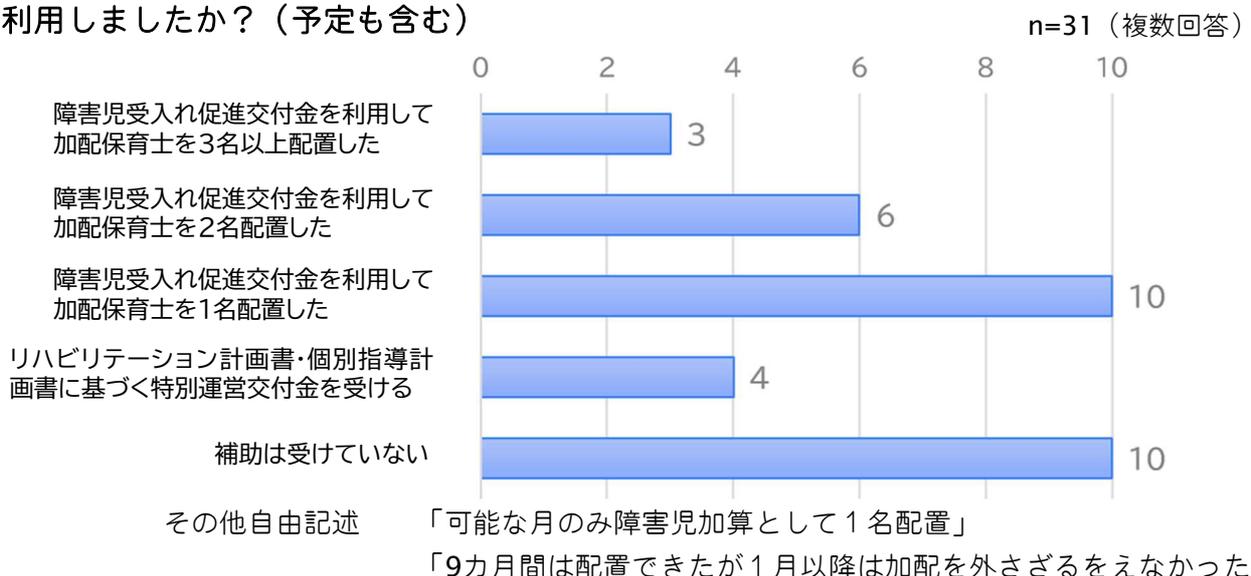
Q6 現状の保育において、次の要素が現状の実感にもっとも近いものをそれぞれお選びください



現状の保育において何が十分で何が不十分と感じているのかを5選択法で回答いただいた結果が上図になります。黄色の過不足なしがニュートラルエリアということができ、その左側にある青と赤の不足・不十分が大きいほど何らかの手立てや支援が必要であるといえます。

保育体制強化事業の実施や障害児保育の加配上限人員の撤廃が奏功し若干光が見えてきたともいえますが、依然として加配のための費用への不足感は強く、物価高騰、人件費や採用コストの上昇といった運営の不安感も強く、独自加配では現在以上の対応は不安がある現状を示しているといえるでしょう。現場レベルでの効率化や経費の見直しにも限度があり、さらに踏み込んだ政策主導による継続的・安定的な人員配置の支援や、保育の意義や役割を社会に建設的に発信するといった複合的な施策による保育業界全体に対する支援や理解が浸透することが望まれます。

Q7 令和6年度において、障害児、もしくは気になる子の保育に運営費以外の何らかの補助を利用しましたか？（予定も含む）

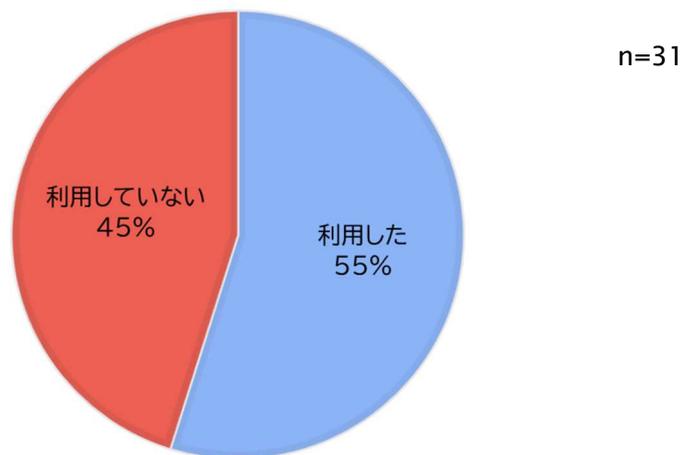


令和6年度において障害児、もしくは気になる子の受入れについて何らかの補助を利用したかを尋ねたところ、Q7図のようになりました。受入れ促進交付金を利用して保育士を加配している、リハビリテーション計画書・個別指導計画書に基づく特別運営交付金を受けているという園が過半数を占めます。前年に加配上限が撤廃されたことを受けて3人以上配置したという回答が初めて寄せられました。その一方で、年度途中で加配を外さざるを得なかった、可能な月のみ配置したなど人員不足等に起因すると思われる現状も寄せられました。

現状において障害児・発達の気になる子に対して運営費以外で保育士の加配を実施するためにはこれらの補助金に頼るほかないという実態がありますが、補助は受けていないという園も少なくないため障害児保育としてどのような制度であれば利用しやすくなるのかも含め現場目線での調整が必要ではないでしょうか。

先のQ6「加配のための費用」が「かなり不足」「不足」と回答した施設は87.1%にのびります。障害児保育のための保育士配置上限の撤廃や保育補助者制度など明らかな変化がみられるようになりましたが、本調査にもあるように現場の負担感は年々増大しており、今後さらに根本的な、かつ持続可能な制度の拡充を行政には期待したいところです。通常の運営費の中からこれらの費用を捻出することは、少なからず各園の健全な運営を妨げる要因となることにもご配慮いただきたいと思います。また、どのような特性のある子どもや家庭がどの程度の割合でどこの園で保育されているのか、各園の現状について丁寧な状況把握をしていただき、その必要に応じた行政の支援を対象となる家庭や子どもたちに確実に届ける努力が行政には求められるところであり、その機能は現状、通常保育の範囲内で各園が担っている部分が少なくありませんが、現状での負担は高すぎます。個別の発達相談では診断がされにくいケース、あるいは家庭の事情で発達相談に至れないケースのほか、不安定な家庭への支援が必要なケース、さらには俗にグレーゾーンとよばれる子どもたちへの対応にも保育現場では日々悩みながら子どもたちのために試行錯誤の保育を重ねています。負担が年々増加する終わりのない対応は現場も疲弊していくため、問題解決型の施策が待たれます。

Q8 令和5年度から、保育士の負担軽減等につなげるべく、保育資格を有しない者を保育支援者等として雇用できる「和歌山市保育体制強化事業」が始まりました。この制度の利用の有無についてお答えください。



令和5年度から実施された和歌山市保育体制強化事業ですが、利用した施設は半数強で初年度とほぼ変わりありません。運営費以外から保育資格を持たない者（保育支援者）を配置できるため、保育士の周辺業務の負担軽減につながり、直接的な保育現場への支援施策となっています。

Q9最後に、障害児や気になる子の保育についてご意見があればご自由にお書きください。

- 障害児受入れ交付金及び特別運営交付金の拡充をしてほしい。
- 園・保健所・療育機関の連携をもう少し密にし情報を共有し、その子どもの個別保育に生かしていきたい
- 保育士不足のため、市窓口で親からの詳細情報収集が少し足りないのではないか。
- 促進交付金や特別運営交付金の更なる充実を要望したい。
- 4歳児クラスで2人、3歳児クラスで5人オムツ使用している。親は真剣に感じていないので園がパンツに移行を進めてみたところで園と連携して家でもパンツで過ごさせようとせずずっとオムツでいさせるので気持ちが悪いなど敏感に感じず濡れていても自分から替えてと言いに来ない。親はパンツだとすぐにかえなくてはいけないが紙オムツだとかえる回数が少なくて済むためカミオムツをさせたがる。
- 圧倒的に保育教諭が足りていない、保護者の獲得できる情報が減っている。母子保健の重要性がトイレトレーニング関わりについて急激に上がっていると感じる。
- 保育を行う中、対応や関わり方に悩むことがありますので、専門機関と連携がとれるとありがたいと感じます。
- 療育園の不足、療育園の保育時間外になる、早朝、夕方を、どうするか、保護者のかたは、悩まれています。
- 加配が必要な子どもが増加しているのに加え、養育能力が著しく低下している家庭が増加している。
- 個別に丁寧なその子に応じた関わりを心がけている。正規職員不足を回避できればもっと充実した保育ができると思う。
- 個別対応が必要とされる園児の入園が年々増えている。入園前の見学では十分に把握しきれない。役所に申し込むときに詳細を聞き取り、園として共有できればと思う。現状はキャパオーバーを感じる。
- 障害児や発達の気になる子どもを安全に、かつその子の特性や特徴を尊重することが可能な人員配置を確実に保障できるような行政や各機関の連携ができるような仕組み、余裕をもつことできる人員配置・制度を構築する必要があると感じて久しいが、道半ばというよりも置き去りにされているテーマだと感じている。早急に改革的な取り組みが必要。子どもや家庭の負担感も大きい、それを見守る保育現場も出口の見えない状態にあると感じる。

さいごに

年度末・始めのお忙しい時期に回答をお寄せいただき、感謝申し上げます。令和6年度の障害児・発達の気になる子の保育の現状について把握し、今後のあるべき支援を全関係者で考えるための現状把握資料として、とりまとめをさせていただきました。

保育者たちは目の前にいる子どもたちの最善の利益を追求して日々保育に取り組んでいます。そこには保育者の最低配置基準の乏しさや直接子どもに関わる以外の業務の多忙さ、高度化・複雑化する保護者への対応といった多様な要因が休む暇もなく押し寄せ、10年前では考えられなかったような高密度な業務対応となっているのはまぎれもない事実です。

保育体制強化事業や障害児配置人員の上限撤廃など明るい兆しがみられるのも確かですが、本報告書が将来の子どもたちのより良い育ちへの支援と持続可能な保育のため、さらに深い思慮・連携につながることを切に願います。

和歌山市民間保育協会 三部会合同調査

